

・請負工事成績評定要領
【建築工事】

(H23.1.1 以降)

請負工事成績評定要領

〔平成13年12月28日〕
水公達平成13年第28号

〔沿革〕 平成15年10月1日水機達平成15年度第47号改正
平成16年8月23日水機達平成16年度第7号改正
平成17年4月1日水機達平成17年度第1号改正
平成21年3月30日水機達平成20年度第16号改正

（目的）

第1条 この要領は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事請負者の適正な選定に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事及び当該工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案（以下「VE提案等」という。）について行うものとする。ただし、次条第2号に規定する工事の技術的難易度の評定の対象については、別に定めるものとする。

（評定の内容）

第3条 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況及び目的物の品質等
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件及び技術特性等工事内容の難しさ
- 三 VE提案等：企業からのVE提案等及び同提案等に基づく工事施工状況、目的物の品質等

（評定者）

第4条 前条各号の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績 工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）及び監督を行う者（以下「統括監督職員及び主任監督職員」という。）
- 二 工事の技術的難易度 統括監督職員
- 三 VE提案等 VE提案審査会

2 前項各号に掲げる評定者については、別に定めるものとする。

（評定の方法）

第5条 評定は、監督、検査、VE提案等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表、工事技術的難易度評価表及びVE提案等評定表（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

3 工事成績評定表の作成は、当該工事について作成されたすべての別に定める工事成績採点表に基づき当該工事を所掌する本社の部室長、総合技術センター所長、支

社の部長、局長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長又は管理所長（以下「所長等」という。）が行うものとする。

4 工事技術的難易度評価表及びV E 提案等評定表の作成は、それぞれの評定者が行うものとする。

（評定の時期）

第6条 工事成績の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一 検査員にあっては、完成検査若しくは指定部分完了検査に合格したとき及び工事の既済部分について既済部分検査若しくは中間検査で確認したとき。

二 統括監督職員及び主任監督職員にあっては、工事が完成したとき及び指定部分工事が完了したとき。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

3 V E 提案等の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一 当該提案を受けたとき。

二 当該提案に基づき工事を行ったものにおいて、工事が完成したとき。

三 供用後の性能等が当該提案に規定された工事において、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき。

（評定表等の提出）

第7条 評定者及び所長等は、評定表等を作成したときは、遅滞なく、これを契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第8条 契約職は、評定者及び所長等から評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 契約職は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約職は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 前2条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約職に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約職は、前項による説明を求められたときは、別に定めるところにより速やかに回答するものとする。

3 契約職は、説明の請求者に回答を行ったときは、請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約職を経由して理事長に対して再説明を求めることができる。

2 理事長は、前項による再説明を求められたときは、機構に設けられた工事等成績

評定審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

- 3 理事長は、再説明の請求者に回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成 14 年 1 月 1 日以降の新規発注工事について適用する。
- 2 平成 13 年 12 月 31 日以前に発注した工事については、従前の例による。
- 3 請負工事成績評定要領（水公達昭和 58 年第 8 号）は、廃止する。

附 則

この達は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

【運用の留意点】

1. 請負工事業務成績評定要領の運用の一部改正（採点表の見直し）

< 現行採点表の一部改正内容 >

(1) 総合評価技術提案の履行状況の評価

成績評定の外枠として、技術提案履行状況に対する評価項目（履行又は不履行）を新規に設定、総合評価技術提案工事に該当しない工事は対象外にチェックする。評価者は統括監督職員が行い、技術提案の全てが履行された場合に履行にチェックする。

(2) 採点項目の見直しと評価者の変更（高度技術 工事特性）

従来、「高度技術」と称していた考査項目について、必ずしも高度な技術のみを評価しているものではなく、適正な施工を継続的に行っていることなども評価していることから実態を踏まえて「工事特性」に名称を変更し、評定者もより広い視野からの判断が望まれることから主任監督職員から統括監督職員に変更、なお、今後、高度技術は創意工夫で評価

(3) 細やかな評価のための評価段階の細分化

一部の考査項目において、一段階評価が異なることによる評定の差異が大きく、特定の段階に偏る傾向が見受けられたため、段階を増やし評定の幅を拡大し、技術力の差異を表現

- ・ 統括監督職員：社会性等 3段階 5段階
- ・ 検査員：出来形、品質：5段階 7段階

(4) 企業の技術力の差異を一層得点化できるよう配点を見直し

履行することが極めて一般的となり、得点の差異が生じない項目の配点を減じ、品質や出来形など、企業による技術力の差異が生じやすい項目の配点を高めることにより、企業の技術力の違いによる得点の差異を明確に表現

- ・ 施工体制、工程管理、安全対策、工事特性は配点を減
- ・ 施工管理、出来形、品質は配点を増

2. 運用について

(1) 今回、変更等になっている運用資料は以下のものである。

1) 採点表等

別記様式4 工事採点表

別記様式5 細目別評定点採点表

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

- ・ 別紙1-1 ~ 主任監督職員用
- ・ 別紙1-2 ~ 統括監督職員用
- ・ 別紙1-3 ~ 検査員用

施工プロセスのチェックリスト（案）は今回変更となっていないため、当面は同様式を使用する。

(2) 新評定の運用

平成23年1月1日以降に完成する建築工事の完成検査

平成23年1月1日以降に完成する建築工事の既済・中間・指定部分検査

（ただし、平成23年1月1日以前に指定部分検査を実施済の工事は現行採点表にて完成時まで実施）

・請負工事成績評定要領の運用
【建築工事】

(H23.1.1以降)

目 次

- 1 . 請負工事成績評定要領の運用について
- 2 . 工事成績評定手順
- 3 . 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表
 - 1) 別紙 1 - 1 ~ 主任監督職員用
 - 2) 別紙 1 - 2 ~ 統括監督職員用
 - 3) 別紙 1 - 3 ~ 検査員用
 - 4) 別紙 1 - 4 施工プロセスチェックリスト
- 4 . 工事技術的難易度評価手順
 - 4) 建築工事
 - ・別紙 2 - 2 工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築工事：建築）
 - ・別紙 2 - 2 工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築工事：設備）
 - ・別紙 2 - 2 小項目別評価運用基準表（建築工事：建築）
 - ・別紙 2 - 2 小項目別評価運用基準表（建築工事：電気設備）
 - ・別紙 2 - 2 小項目別評価運用基準表（建築工事：機械設備）
 - ・別紙 2 - 3 建物機能区分別難易度対応表
- 5 . 請負工事成績評定要領運用に係る様式
 - ・別記様式 1 工事成績評定表
 - ・別記様式 2 工事技術的難易度評価表（建築工事：建築）
 - ・別記様式 2 の 2 工事技術的難易度評価表（建築工事：設備）
 - ・別記様式 1 工事成績評定通知書
 - ・別表 1 項目別評定点
 - ・別表 2 工事技術的難易度項目別評価表（建築工事：建築）
 - ・別表 2 の 2 工事技術的難易度項目別評価表（建築工事：設備）
 - ・別記様式 2 工事成績評定に係る説明書（回答）
 - ・別記様式 3 工事成績評定に係る再説明書（回答）
 - ・別記様式 4 工事採点表
 - ・別記様式 5 細目別評定点採点表
- 6 . 参考資料

1. 請負工事成績評定要領の運用について

1) 評定の対象（第2条関係）

請負工事成績評定要領（水公達平成13年第28号。以下「要領」という。）第2条の別に定める工事の技術的難易度の評定の対象は、建設工事有資格者認定要領（水公達平成9年第5号）第3条に規定する工事種類のうち、土木一式工事、電気工事、機械設備工事、橋梁上部工事、舗装工事、法面処理、その他これに類する工事とする。

2) 評定者（第4条関係）

- (1) 要領第4条第1項第1号及び第2号に掲げる評定者について、統括監督職員を置かない工事にあつては、主任監督職員が統括監督職員の行う評定を行うこととする。
- (2) 要領第4条第2項の別に定める評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

要領第4条第1項第1号に規定する「検査員」は、独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年第15号）第73条の規定により検査を行う契約職又は工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号。以下「事務処理要領」という。）第27条第1項の規定により指定された検査員とし、「統括監督職員及び主任監督職員」は工事請負契約の事務処理要領第26条の2第2項に規定する統括監督職員及び主任監督職員とする。

要領第4条第1項第3号に規定する「VE提案審査会」は、「入札時VE方式（価格競争型）の試行について」（平成10年1月19日付け10経契第24号、10技第7号）及び「契約後VE方式の試行について」（平成10年1月19日付け10経契第25号、10技第8号）に規定するVE提案審査会とする。

3) 評定の方法（第5条関係）

- (1) 要領第5条第1項に規定する評定にあつては、評定の内容に応じ、次の点に留意することとする。

工事成績の評定にあつては、評定者は、別紙1「工事成績評定手順」により評定を行うこととする。なお、請負者が工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」の実施状況について提出できることとし、その提出があつた場合には、これを考慮することとする。

工事の技術的難易度の評定にあつては、評定者は、主任監督職員の意見を踏まえ、工事施工において確認した事項に基づき、別紙2「工事技術的難易度評価手順」により評定を行うこととする。

VE提案等の評定にあつては、提案ごとに独立して、別紙3「VE提案等評定手順」により評定を行うこととする。

- (2) 要領第5条第2項に規定する評定の結果は、評定の内容に応じ、次の様式に記録することとする。

工事成績の評定結果	別記様式1「工事成績評定表」
工事の技術的難易度の評定結果	別記様式2「工事技術的難易度評価表」
VE提案等の評定結果	別記様式3「VE提案等評定表」

(3) 要領第 5 条第 3 項の別に定める工事成績採点表は、別記様式 4 によるものとする。

4) 評定結果の通知 (第 8 条関係)

要領第 8 条に規定する評定結果の通知は、評定の内容に応じ、次の要領に定めるところにより通知することとする。

工事成績の評定結果の通知 別添 1 「工事成績評定通知実施要領」

工事の技術的難易度の評定結果の通知 別添 1 「工事成績評定通知実施要領」

V E 提案等の評定結果の通知 別添 2 「V E 提案等評定通知実施要領」

5) 評定の修正 (第 9 条関係)

要領第 9 条に規定する評定の修正のうち、V E 提案等の評定結果の修正は、当該 V E 提案等に基づく施工に関し、かし等が発生した場合に修正することとし、当該かし等が極めて重大である場合は、当該 V E 提案等の評定結果を抹消することとする。

6) 保管

工事成績評定表、工事成績評定表、工事成績採点表は、所長等が保管するものとする。

V E 提案等評定表は、V E 提案審査会が保管するものとする。

7) その他

契約職は、毎年の評定結果を翌年の 1 月 20 日までに理事長に報告することとする。

2 . 工事成績評定手順

工事成績の評定は、次の手順により行うものとする。

【手順 1】工事成績採点表（別記様式 4）の作成

主任監督職員である評定者は、別紙 1 - 1 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

統括監督職員である評定者は、別紙 1 - 2 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

検査員である評定者は、別紙 1 - 3 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

各評定者は、採点にあたっては、別紙 1 - 4 「施工プロセスのチェックリスト（案）」を考慮するものとする。

【手順 2】工事成績評定表（別記様式 1）及び細目別評定点採点表（別記様式 5）の作成

所長等は、手順 1 により作成されたすべての工事成績採点表に基づき、工事成績評定表及び細目別評定点採点表に評定点を記入する。

3. 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等

別紙 1 1 ~ (主任監督職員記入用)

別紙 1 2 ~ (統括監督職員記入用)

別紙 1 3 ~ (検査員記入用)

別紙 1 4 「施工プロセス」のチェックリスト(案)

「施工プロセス」のチェックリスト(案)については従来と変更なし

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(主任監督職員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>評価対象項目</p> <p>作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p>品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。</p> <p>工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p>建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p>元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p>現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。</p> <p>「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p>			<p>施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>		<p>施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>評価値が60%未満・・・d</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。</p> <p>評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数()</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		
	. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>評価対象項目</p> <p>現場代理人として、工事全体の把握ができています。</p> <p>現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</p> <p>契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下、「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。</p> <p>書類及び資料が適切に整理されている。</p> <p>作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</p> <p>工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</p> <p>作業に必要な作業主任者を選定し、配置している。</p> <p>主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</p> <p>施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</p> <p>施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</p> <p>「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p>			<p>配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>		<p>配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・c</p> <p>評価値が60%未満・・・d</p>			<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。</p> <p>評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数()</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(主任監督職員)

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>評価対象項目</p> <p>契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。</p> <p>施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。</p> <p>施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。</p> <p>施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。</p> <p>施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。</p> <p>施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。</p> <p>工事打合せ簿等の工事記録の整備が、適時に行われている。</p> <p>施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。</p> <p>一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。</p> <p>現場内での整理整頓が、日常的に行われている。</p> <p>使用する建築材料(以下「材料」という)・設備機材(以下「機材」という)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。</p> <p>社内検査が計画的に行われている。</p> <p>独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。</p> <p>低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。</p> <p>「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p>			<p>施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>		<p>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・ b</p> <p>評価値が60%以上80%未満・・・ c</p> <p>評価値が60%未満・・・ d</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)</p> <p>計算の値で評価する。</p> <p>評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数()</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div>		

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

建築工事

(主任監督職員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>評価対象項目</p> <p>実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 請負者の責による夜間休日の作業がない。 休日・代休の確保を行っている。 近隣住民との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 その他 { 理由: _____ }</p>			<p>工程管理に関して、監督員が 文書による改善指示を行った。</p>		<p>工程管理に関して、監督員 からの文書による改善指示に 従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ b 評価値が60%以上80%未満・・・ c 評価値が60%未満・・・ d</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> </div>		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(主任監督職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>評価対象項目</p> <p>災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 過積載防止に十分に取り組んでいる。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>			<p>安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>評価対象項目</p> <p>工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、近隣住民と適切に協議及び調整を行っている。 引渡し時に、保守管理について適切な説明を行っている。 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 近隣住民対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 その他 { 理由: _____ }</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>			<p>対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(主任監督職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ば	出来形	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>評価対象項目</p> <p>承諾図等が、設計図書を満足している。 施工図等が、設計図書を満足している。 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 出来形の管理方法を工夫している。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認出来る。</p> <p>その他 理由: _____</p>			<p>出来形に関して、監督員から 文書による改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき 監督員が改造請求を行った。</p>
	品質	a	b	c	d	e
	建築工事	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>評価対象項目</p> <p>材料・製品の品質が、製作図等により確認出来、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 躯体工事における施工の品質が、良好である。 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。</p> <p>その他 理由: _____</p>			<p>品質の管理に関して、監督員が 文書による改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき 監督員が改造請求を行った。</p>

判断基準

- 評価値が90%以上・・・a
- 評価値が80%以上90%未満・・・b
- 評価値が60%以上80%未満・・・c
- 評価値が60%未満・・・d

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
 計算の値で評価する。
 評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

判断基準

- 評価値が90%以上・・・a
- 評価値が80%以上90%未満・・・b
- 評価値が60%以上80%未満・・・c
- 評価値が60%未満・・・d

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
 計算の値で評価する。
 評価値 ()% = 該当項目数() / 対象評価項目数()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

建築工事

(主任監督職員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	. 創意工夫	<p>【準備・後片づけ】</p> <p>測量・位置出しにおける工夫 現地調査方法の工夫 その他</p> <p>〔理由：〕</p> <p>【施工】</p> <p>施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 運搬車両・施工機械等の工夫 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 施工管理及び品質向上等の工夫 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 仮設施工等の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 その他</p> <p>〔理由：〕</p> <p>【品質】</p> <p>集計ソフト等の活用と工夫 躯体工事の品質管理の工夫 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 施工の検査・試験に関する工夫 品質記録方法の工夫 その他</p> <p>〔理由：〕</p>

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

建築工事

(主任監督職員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	. 創意工夫	<p>【安全衛生】</p> <p>安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 作業時における作業環境改善等の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 その他</p> <p>〔理由：〕</p> <p>【施工管理】</p> <p>出来形の管理等に関する工夫 施工計画書または写真記録等に関する工夫 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 CAD、施工管理ソフト等の活用 CASを活用した施工管理の工夫 その他</p> <p>〔理由：〕</p> <p>【その他】</p> <p><新技術活用> 新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、 当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点) その他</p> <p>〔理由：〕</p>
	記述評価 (レマークを付した評価内容を評価記述)	<p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>評 点 : _____ 点</p>

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、統括監督職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(統括監督職員)

審査項目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	施工条件等への対応	建物規模への対応 1.対象建築物の延べ面積、高さ、規模が特殊な工事 2.対象建築物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3.その他 理由： _____ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	(1.について) 延べ面積が10,000m ² 以上の建物、地上9階以上又は建物高さが31m以上の建物 (2.について) 大空間のホール等を有する建物
	評 価	評 点： _____ 点	
	建物固有の機能の難しさへの対応	4.対象建物の耐震レベル 5.建物機能の特殊性 6.その他 理由： _____ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	(4.について) ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 (5.について) ・研究施設、美術館、特殊機能・設備のある建物
	評 価	評 点： _____ 点	
	建物固有の施工技術の難しさへの対応	7.建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合〔総合評価における技術提案は除く〕 8.設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 9.制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 10.その他 理由： _____ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	(7.について) ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 (8.について) ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 (9.について) ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等をもうけ、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
評 価	評 点： _____ 点		
厳しい自然・地盤条件への対応	11.湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 12.軟弱地盤、支持地盤の影響 13.雨・雪・風・気温等の影響 14.その他 理由： _____ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	(11.について) 地下水が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 (12.について) 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 (13.について) 冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事	
評 価	評 点： _____ 点		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(統括監督職員)

審査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	施工条件等への対応	厳しい周辺環境、社会条件との対応 15. 地中埋設物等の作業障害 16. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 19. その他 理由: _____ 上記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。	(15.について) ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 (16.について) ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 (17.について) ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 (18.について) ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事
評価		評 点 : _____ 点	
	施工現場での対応	【長期工事における安全確保への対応】 20. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 21. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 22. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 23. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 24. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 25. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 26. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 27. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 28. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 29. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 30. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 31. その他理由: _____ 上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。	
評 点 計 =	評 価	評 点 : _____ 点	

1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
2. 主任監督職員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
3. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

建築工事

(統括監督職員)

考査項目	細 別	a	a	b	b	c
6. 社会性等	. 地域への 貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>評価対象項目</p> <p>災害時等に地域への救援活動等に協力した。 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 その他</p> <p>{理由: _____}</p> <p>判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a、b、b、c評価を行う。</p>						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(統括監督職員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7.法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 268 1335 295">措置内容</th> <th data-bbox="1335 268 1664 295">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 295 1335 322">1.指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1335 295 1664 322">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 322 1335 349">2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1335 322 1664 349">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 349 1335 376">3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1335 349 1664 376">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 376 1335 403">4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1335 376 1664 403">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 403 1335 430">5.文書注意</td> <td data-bbox="1335 403 1664 430">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 430 1335 458">6.口頭注意</td> <td data-bbox="1335 430 1664 458">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 458 1335 555">7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td data-bbox="1335 458 1664 555">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 555 1335 584">8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> <td data-bbox="1335 555 1664 584">- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	1.指名停止3ヶ月以上	- 20点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5.文書注意	- 8点	6.口頭注意	- 5点	7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	- 点	
措置内容	点数																			
1.指名停止3ヶ月以上	- 20点																			
2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																			
3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																			
4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																			
5.文書注意	- 8点																			
6.口頭注意	- 5点																			
7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	- 3点																			
8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	- 点																			
<p>本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。</p>																				
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 																				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1. 施工状況	. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>評価対象項目</p> <p>契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 施工計画書に、出来形・品質管理のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認出来る。 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されている事が確認出来る。 工事の関係書類及び資料整理がよい。 その他 (理由: _____)</p>			<p>施工管理ついて、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・ b 評価値が60%以上80%未満・・ c 評価値が60%未満・・・・・・ d</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(検査員)

考 査 項 目		a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ 出来形	出来形	<p>評価対象項目</p> <p>承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・ b' 評価値が50%以上60%未満・・・ c 評価値が50%未満・・・ d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>					出来形の管理に関して、 監督員が文書で指示を 行い改善された。	出来形が不適切であっ たため、検査員が修補 指示を行った。
	品質	<p>評価対象項目</p> <p>材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であること確認できる。 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p>その他 { 理由: _____ }</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・ b' 評価値が50%以上60%未満・・・ c 評価値が50%未満・・・ d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>					品質の管理に関して、監 督員が文書で指示を行 い改善された。	品質が不適切であつた ため、検査員が修補指 示を行った。
	建築工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(検査員)

審査項目		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	品質 電気設備工事 受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>評価対象項目</p> <p>機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p>その他 (理由: _____)</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>						品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	品質 機械設備工事 暖冷房衛生設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>評価対象項目</p> <p>機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 施工の品質が、試験や検査等の結果により、優れていることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p>その他 (理由: _____)</p> <p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。 </div>							

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

建築工事

(検査員)

審査項目	工種	a		b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	出来ばえ 建築工事	優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
	評価対象項目 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 材料・製品の割付や通り等がよく、全体的な出来ばえが良好である。 保身に配慮した施工がなされている。 その他		理由:						
	判断基準 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c		当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						
出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
	評価対象項目 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他		理由:						
	判断基準 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c		当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						
出来ばえ 機械設備工事 暖冷房衛生設備工事	出来ばえ 機械設備工事 暖冷房衛生設備工事	優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
	評価対象項目 きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他		理由:						
	判断基準 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c		当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。						

工事技術的難易度評価手順

工事の技術的難易度の評価は、次の手順により行うものとする。

建築一式工事の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式 2 及び 2 の 2）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順 1 建物機能区分

建物機能区分は、別紙 2 - 3「建物機能区分別難易度対応表」の建物機能分類欄を基に、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 2 - 2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項について、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式 2 及び 2 の 2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表 - 1 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式 2 及び 2 の 2 に記入する。

表 - 1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 - 2 の判定基準に基づき、当

該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式 2 及び 2 の 2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表 - 2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大項目評価
難	・大項目の評価に A 判定が 2 つ以上ある。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ B 判定が 4 個以上ある。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ B 判定が 3 個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ A 判定がない。 ・大項目の評価に A 判定が 1 つ以上あり、かつ B 判定が 3 個以下である。
易	・大項目の評価に A 若しくは、B 判定項目がない。

手順 5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は手順 4 の判定結果から別紙 2 - 3 「建物機能区分別難易度対応表」により評価を行い工事難易度「 ~ 」を別記様式 2 及び 2 の 2 に記入する。

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築工事：建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1 . 建物条件	規模	建物の面積
	構造	建物の構造種別、特殊構造
	形状	建物の形状の複雑さ
	その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2 . 技術特性	工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3 . 自然条件	支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	その他	地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4 . 社会条件	仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策
5 . マネジメント特性	他工区調整	近接工区、他工事との工程調整
	住民対応	近隣住民との対応
	関係機関対応	関係行政機関等との調整
	工程管理	工期・工程の制約への対応
	品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3 ランクの評価を行う。

- A : 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B : 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C : 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築工事：設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 設備システム 種別条件*1	システム種別	システムのレベル
	システム規模	システムの規模
	その他	既存システムへの影響度
2. 技術特性	工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 設備システム 複合条件	システム間複合度	システムの多さと複合度合
	システム複雑度	重要システムの複雑さ
	その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画に詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	他工区調整	近接工区、他工事との工程調整
	住民対応	近隣住民との対応
	関係機関対応	関係行政機関等との調整
	工程管理	工期・工程の制約への対応
	品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3 ランクの評価を行う。

- A : 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B : 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C : 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注) * 1 : 照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

小項目評価の運用表（建築工事：建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例（評価A）	具体的事例（評価B）	具体的事例（評価C）	備考
1 建物条件	1 規模	建物の延べ面積	建物の延べ面積 10,000 m ² 以上	建物の延べ面積 3,000 m ² 以上10,000 m ² 未満	建物の延べ面積 3,000 m ² 未満	
	2 構造	建物の構造種別、特殊構造	SRC造、S造（ビルト材の2方向ラーメン、大スパンの型鋼の2方向ラーメン）	SRC造、S造（型鋼の2方向ラーメン、大スパンの1方向ラーメン）	C B造等簡易、S造（1方向ラーメン）	
	3 形状	建物形状の複雑さ	形状が複雑	形状がやや複雑	形状が複雑ではない	
	4 その他	建物構造の補強等 特殊な工事対象等	特に困難で高度な技術を要する構造補強または特殊工事	評価A、C以外	通常の技術で対応可能な構造補強または特殊工事	
2 技術特性	1 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上又は建物高さ31m以上・特殊仕様（特殊仕上げ、特殊杭工法、免震構造、一部PRC構造等）	評価A、C以外	総階数が2階以下	
	2 その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり・既存部分との競合度合いが複雑	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存部分との競合度合いがやや複雑	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存部分との競合が無い	
3 自然条件	1 支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤	・地下2階以上 ・地下1階で深度10m以上または軟弱地盤	・地下1階 ・地下無しで軟弱地盤	特に困難でない	
	2 土留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等	湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい	湧水の発生があるが、掘削作業時の影響が小さい	湧水の発生がほとんど無く、掘削作業時の影響が無い	
	3 気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件	施工制約が厳しい	施工制約がある	特になし	
	4 その他	地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画に詳細な調査が必要な場合等	・条件が厳しい ・改修の場合で綿密な調査が必要	・条件があるが対応容易 ・改修の場合で調査が必要であるが、対応容易	特になし	
4 社会条件	1 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	2 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある。	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	3 近接施工	工事に影響する架空線、建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	4 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	5 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	6 その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5 マネジメント特性	1 他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は除く）との工程調整	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	2 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	3 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	4 工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	5 品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応を含む）	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	6 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と近接	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	7 その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	PCB・SF6ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

小項目評価の運用表（建築工事：電気設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例（評価A）	具体的事例（評価B）	具体的事例（評価C）	備考
1．設備システム種別条件	(1)システム種別	システムのレベル	照明制御(主要執務室の昼光利用照度制御) 火災報知設備の受信機がR型	主要執務室のタイムスケジュール点滅制御 火災報知設備の受信機がP型10回線以上かつ自動閉鎖設備と連動あり	照明制御なし 評価B未滿	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム規模	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未滿に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未滿に相当	
	(3)その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2．技術特性	(1)工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上または建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数2階以下	
	(2)その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
3．設備システム複合条件	(1)システム間複合度	システムの多さと複合度合い	通信関係の工事種目が8以上で、連携する工事種目が4以上又は光ファイバーを使用するLAN設備がある	評価A、C以外又はメタルワイヤーLAN設備がある	通信関係の工事種目が5以下で、連携する工事種目及びLAN設備なし	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム複雑度	重要システムの複雑さ	受変電設備容量1,000kVAを超える高圧閉鎖型配電盤、常用発電(コージェネを含む)、スポットネットワーク受電、特別高圧受電、その他特に複雑なシステムがある	・受変電設備容量が1,000kVA以下のキュービクル型配電盤であり、かつ非常用自家発電設備、UPS、太陽光発電等のいずれかがある	特になし	
	(6)その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画に詳細調査が必要な場合等	・RI取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他特に施工が難しい設備がある	・実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像設備等あり ・その他施工が難しい設備がある	特になし	
4．社会条件	(1)仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	(2)地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(3)近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(4)騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(5)水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	(6)その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5．マネジメント特性	(1)他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	調整を要する他工事(近接工区)の請負者なし	
	(2)住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	(3)関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	(4)工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	(5)品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(特殊仕様への対応を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	(6)安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	(7)その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	PCB、SF6ガス、フロンガス等の処理が必要	特になし	

小項目評価の運用表（建築工事：機械設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）	具体的事例（評価A）	具体的事例（評価B）	具体的事例（評価C）	備考
1．設備システム 種別条件	(1)システム種別	システムのレベル	変風量・変流量方式空調 高置タンク給水方式+減圧弁装置またはポンプ直送方式給水	ファンコイルユニット・ダクト併用方式空調 高置タンク給水方式	定風量単一ダクト方式空調 直結給水方式	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(2)システム規模	システムの規模	一般事務庁舎の延べ面積 10,000 m ² 以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積 3,000 m ² 未満に相当	
	(3)その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設（システム完全停止が可能）	
2．技術特性	(1)工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・総階数9階以上または建物高さ31m以上 ・免震構造または設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数2階以下	
	(2)その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・既存システムと複雑に競合する	・総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・既存システムとやや複雑に競合する	・評価A、Bに該当しない ・単独施工、既存と分離可能	
3．設備システム 複合条件	(1)システム間 複合度	システムの多さと複合度合い	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が4項目以上 節水装置、トリエット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が3項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が3項目 節水装置、トリエット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が2項目	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室有り、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が2項目以下 節水装置、トリエット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が1項目以下	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用する
	(6)その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・R I 取り扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等あり ・その他特に施工が難しい設備がある	・実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備等あり ・その他施工が難しい設備がある	特になし	
4．社会条件	(1)仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	(2)地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(3)近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	(4)騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	騒音振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	(5)水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが、対処は比較的容易	特になし	
	(6)その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5．マネジメント 特性	(1)他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない）との工程調整	特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者がある	調整を要する他工事（近接工区）の請負者なし	
	(2)住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要	特に必要なし	
	(3)関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な調整が必要	特に必要なし	
	(4)工程管理	工期・工程の制約への対応	・工期・工程が特に厳しい ・執務しながらの改修工事特に制約が多い	・工期・工程がやや厳しい ・執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	(5)品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応を含む）	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	(6)安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線と近接	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	(7)その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・被災時の応急復旧工事 ・アスベスト等の処理が必要	フロンガス、PCB、SF6ガス等の処理が必要	特になし	

建物機能区分別難易度対応表

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下の ～ に評価する。

建物機能分類	建物例						
1 . 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2 . 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3 . 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の1 ランク下に評価する。

⑧

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

		所長等		印	
工 事 種 別				設計書番号：	
工 事 名					
契 約 金 額 (円)	当初：		最終：		
第 回 指 定 部 分 完 了 金 額 (円)					
工 期	当初：平成 年 月 日～平成 年 月 日		最終：平成 年 月 日～平成 年 月 日		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日				
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日				
請 負 者				業者番号：	
現 場 代 理 人 氏 名					
主 任 技 術 者 氏 名					
監 理 技 術 者 氏 名					
統 括 監 督 職 員 氏 名					
主 任 監 督 職 員 氏 名					
完 成 検 査 員 氏 名					
既 済 部 分 検 査 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日
既 済 部 分 検 査 員 氏 名					
中 間 検 査 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日
中 間 検 査 員 氏 名					
主 任 監 督 職 員 評 定 点					点
統 括 監 督 職 員 評 定 点					点
既 済 部 分、中 間 検 査 員 評 定 点					点
完 成 検 査 員 評 定 点					点
法 令 遵 守 等					点
評 定 点 合 計					点

注 1 既済部分、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計} = (\quad \times 0.4 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.2) -$$

既済部分、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計} = (\quad \times 0.4 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.4) -$$

- 既済部分、中間検査があわせて2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間検査をあわせた平均値を記入する。
- 指定部分完了の場合は、統括監督職員、主任監督職員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 主任監督職員、統括監督職員、検査員の評定点は少数第1位までとする。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 法令遵守等は、統括監督職員が記入する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式 2

工事技術的難易度評価表（建築工事：建築）

平成 年 月 日

入札契約方式		事業所等名		評定者	印
工事名				契約金額（最終）	
工事 ID				工期（最終）	~
請負業者名				CORINS登録番号	工事種別コード*
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 建物条件		規模			
		構造			
		形状			
		その他			
2. 技術特性		工法等			
		その他			
3. 自然条件		支持地盤			
		山留め・止水			
		気象・海象			
		その他			
4. 社会条件		仮設条件			
		地中障害物			
		近接施工			
		騒音・振動			
		水質汚濁			
		その他			
5. マネジメント特性		他工区調整			
		住民対応			
		関係機関対応			
		工程管理			
		品質管理			
		安全管理			
		その他			
6. 特別考慮要因		-			
建物機能	-			技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式 2 の 2

工事技術的難易度評価表（建築工事：設備）

平成 年 月 日

入札契約方式		事業所等名		評定者	印
工事名			契約金額（最終）		
工事 ID			工期（最終）		～
請負業者名			CORINS登録番号		工事種別コード*
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備システム 種別条件*1		システム種別			
		システム規模			
		その他			
2. 技術特性		工法等			
		その他			
3. 設備システム 複合条件		システム間複合度			
		システム複雑度			
		その他			
4. 社会条件		仮設条件			
		地中障害物			
		近接施工			
		騒音・振動			
		水質汚濁			
		その他			
5. マネジメント特性		他工区調整			
		住民対応			
		関係機関対応			
		工程管理			
		品質管理			
		安全管理			
		その他			
6. 特別考慮要因		-			
建物機能	-			技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

評価内容には、規模等具体的状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注) *1：証明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別記様式 1

第 号
平成 年 月 日契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿独立行政法人
水資源機構（分任）契約職
印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、独立行政法人水資源機構請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|-----------------|---------------------|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 工 期 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 3 | 完成検査年月日 | 平成 年 月 日 |
| 4 | 成 績 評 定 | |
| | 評定点 | 点 項目別評定点は、別表1のとおり |
| | (修正評定点 | 点 【評定点が修正された場合のみ】) |
| | <u>技術提案履行確認</u> | <u>履行or不履行or対象外</u> |
| | 工事技術的難易度評価 | 項目別評価表は、別表2のとおり |
| 5 | 送 付 先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人水資源機構 | 宛 |
| 6 | 手続き等の問い合わせ先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人水資源機構 | |
| | T E L - - | (代) 内線 |

別表1

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3点
	. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 13.0点
	. 工程管理	/ 8.1点
	. 安全対策	/ 8.8点
	. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9点
	. 品 質	/ 17.4点
	. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	. 創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		/ 100点

別表 2

工事技術的難易度項目別評価表（建築工事：建築）

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		規模	
		構造	
		その他	
2. 技術特性		工法等	
		その他	
3. 自然条件		支持地盤	
		山留め・止水	
		気象・海象	
		その他	
4. 社会条件		仮設条件	
		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
6. 特別考慮要因			
建物機能分類			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

別表2の2

工事技術的難易度項目別評価表（建築工事：設備）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム 種別条件		システム種別	
		システム規模	
		その他	
2. 技術特性		工法等	
		その他	
3. 設備システム 複合条件		システム間複合度	
		システム複雑度	
		その他	
4. 社会条件		仮設条件	
		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
6. 特別考慮要因			
建物機能分類			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

別記様式 2

第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人
水資源機構契約職

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は水資源機構に設けられた工事等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 疑問に対する回答 | |
| 3 | 送付先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人 水資源機構 | 宛 |
| 4 | 手続き等の問い合わせ先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人 水資源機構 | |
| | TEL - - | （代） 内線 |

工 事 成 績 採 点 表 (完成・第 回指定部分完了・第 回既済・第 回中間)

事業所等名

工 事 名		契約金額(最終)												第 回指定部分完了金額																				
請 負 者		工期				自平成 年 月 日 ~至平成 年 月 日				完成年月日				平成 年 月 日				検査年月日				平成 年 月 日												
考査項目		主任監督職員(完成)					統括監督職員(完成)					検査員(第 回既済・中間)					検査員(第 回既済・中間)					検査員(完成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	・施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	・配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2.施工状況	・施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15
	・工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	・安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	・対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3.出来形及 出来ばえ	・出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	・品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	・出来ばえ													+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5		+5		+2.5		0	-5	
4.工事特性	・施工条件等への対応 2						+20~0																											
5.創意工夫	・創意工夫 3	+7~0																																
6.社会性等	・地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																	
評定点(65点±加減点合計) 1		点					点					点					点																	
7.評定点計		既済部分(中間)検査があった場合 : (点×0.4+ 点×0.2+ 点×0.2+ 点×0.2) = 点 但し、(既済、中間)が2回以上の場合には平均値 既済部分(中間)検査がなかった場合 : (点×0.4+ 点×0.2+ 点×0.4) = 点																																
8.法令遵守等 7		点					点					点					点																	
9.総合評価 技術提案履行確認 9		履行 不履行 対象外																																
10.評定点合計 8		点					7.評定点計(点) - 8.法令遵守等(点) = 点																											
所 見 5		〔主任監督職員〕										〔統括監督職員〕										〔検査員〕												

- 1~3の評定(65点±加減点合計)+4~6の評定(加点合計)。各評定点(~)は小数第1位まで記入する。
- 工事特性は当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督職員からの報告を受けて統括監督職員が評価するものとする。
- 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- 工事特性、創意工夫、社会性等は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- 所見は必ず記載する。
- 各考査項目ごとの採点は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、統括監督職員が行う。
- 法令遵守等の評価は、統括監督職員が行う。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。また、技術提案のない特別簡易型・簡易型は「対象外」を選択する。

別記様式 5

細目別評定点採点表

工事名：

項目	細別	主任監督職員	統括監督職員	検査員（既済・中間）	検査員（既済・中間）	検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	
	. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	. 出来映え			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	. 工事特性		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
							評定点合計	100点
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

既済部分（中間）検査があった場合 (+ + × 0.5 + × 0.5) = 細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は を平均する）
 既済部分（中間）検査がなかった場合 (+ +) = 細目別評定点

得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。